

令和8年度 新城市外定期予防接種事業

新城市外の医療機関で定期予防接種をされる方へ

新城市外の医療機関で定期予防接種をされる場合は、事前に手続き（裏面参照）が必要です。接種費用は一時的に自己負担となりますが、公費負担限度額の範囲内で払い戻しをいたします。

1 公費負担対象

新城市に住所を有する方で次の（１）（２）のいずれかに該当する方

（１）疾病等のため、かかりつけ医の継続的治療若しくは指導を受けている方

（２）里帰り出産や下宿、家庭内暴力等の止むを得ない事情のため、新城市外で定期接種を希望する方

2 公費負担額

各定期予防接種の公費負担額の上限は、下記のとおりです。

ただし、接種費用が公費負担限度額に満たない場合は、支払った金額を助成金額とします。

予防接種名		公費負担限度額
ロタウイルス感染症	ロタテック®（５価）	10,109円
	ロタリックス®（１価）	16,841円
B型肝炎		6,600円
Hib		9,307円
小児用肺炎球菌		12,386円
五種混合（DPT-IPV、Hib）		20,526円
不活化ポリオ		10,461円
BCG		11,616円
麻しん及び風しん（MR）		11,121円
水痘		9,416円
日本脳炎	1期（6ヶ月から7歳6ヶ月未満）	8,041円
	1期（7歳6ヶ月以上）	7,216円
	2期	7,216円
二種混合（DT）		6,336円
HPV		26,741円
RSウイルス		30,090円

《申請期限》

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに接種された費用については、**令和9年3月31日（水）まで**に請求手続きをお願いします。

期日を過ぎますと、払い戻しができなくなりますのでご注意ください。

申請の手続き

1 接種申請をする

- ことども家庭センターに「新城市個別・市外定期予防接種申請書」を提出
- 申請から10日から2週間前後で「依頼書」が届きます。

2 希望医療機関で予防接種を受ける

- 接種は事前に医療機関へ予約し、依頼書の「接種時期」の期間内をお願いします。
- 新城市が発行した「依頼書」と「予診票」、母子健康手帳を医療機関又は他市町村に提出して予防接種を行う。

【医療機関で接種した場合】

- 医療機関で接種費用を支払う
- 予診票と領収書を受け取る
※「依頼書」は病院保管です。



3 助成金の申請をする

必要書類を持参してことども家庭センターで手続きをお願いします。

ことども家庭センター窓口 平日：午前9時00分～午後4時00分

- 「助成金交付申請書」「助成金請求書」を記入し提出。（用紙は窓口にあります。）

《必要書類》

- (1) 予防接種予診票
- (2) 領収を証明できるものとその写し
※請求書に記載がないときは、診療明細書など、ワクチンの種類と費用がわかるものを添付してください。
※事前にコピーをしてお持ちください
- (3) 振込先金融機関名、預金種別、口座番号および口座名のわかるもの

4 助成金交付決定⇒口座振込み

「助成金交付決定通知」がことども家庭センターより届きます。助成金申請から2週間前後で口座に振り込まれますのでご確認ください。

問い合わせ

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地
新城市健康福祉部 ことども家庭センター
電話番号 (0536) 23-7621